

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 有価証券の譲渡損益の計上時期

**Q** : 有価証券の譲渡損益の計上時期についての取扱いが変更されたと聞きました。どのように変更されたのでしょうか。

**A** : 引渡日基準から契約日基準に変更されました。

### 【解説】

有価証券の譲渡損益の計上基準は、従来、棚卸資産の販売や固定資産の譲渡と同様に引渡日基準が採られてきましたが、平成12年4月1日以後開始する事業年度からは、引渡日基準から契約日基準に変更されることになりました。

したがって、今後は有価証券の売買契約をした日の属する事業年度で譲渡損益を計上することになります。

ただし、経過措置として、①引渡日が平成12年4月1日以後開始事業年度以降でも、売買契約はその前の事業年度中というように期をまたぐケース、②平成12年4月1日から平成14年3月31日までに開始する事業年度中に売買目的外有価証券を譲渡するケース（継続適用が条件）、については引渡日基準が認められます。

また、譲渡損益の計上時期が契約日基準に変更されたのに伴い、空売りでは決済にかかる買い戻しの契約をした日、信用取引では決済にかかる反対売買の契約をした日の属する事業年度に損益を計上することになります。



KIMIYO・I